平成２２年（再ロ）第９号
秋田市雄和椿川字前椿岱44番地７
再生債務者　熊谷　　博
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月16日まで
平成22年11月25日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第２２号
堺市南区茶山台２丁１番17―106号
再生債務者　山崎　大輔
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月22日まで
平成22年11月24日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２号
広島県尾道市向島町7088番地７
再生債務者　島谷　康治
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月24日まで
平成22年11月25日　広島地方裁判所尾道支部

平成２２年（再ロ）第３号
愛媛県松山市富久町530番地21
再生債務者　野本　茂雄
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月24日まで
平成22年11月25日　松山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第４号
岡山県倉敷市中畝２丁目３番５－１号
再生債務者　加藤　義人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月25日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２２年（再ロ）第６号
千葉県流山市大字東深井493番地の183
再生債務者　仲谷　安史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月18日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再ロ）第５号
千葉県印西市小倉台２丁目１番地１棟406号
再生債務者　川邊　志郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月25日　千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１００４５号
東京都中野区中野２―27―19―1118
再生債務者　石井めぐみ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成22年11月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００８８号
東京都立川市一番町４―66―７―705
再生債務者　湯本　勝好
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成22年11月22日
東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年 12 月３日　　長崎県教育委員会
１　氏名　髙月　道雄　本籍地　長崎県
⑴　中学校教諭１種免許状（音楽）
免許状の番号　平５中一種第250号
授与年月日　平成６年３月25日
授　与　権　者　長崎県教育委員会
⑵　高等学校教諭１種免許状（音楽）
免許状の番号　平５高一種第291号
授与年月日　平成６年３月25日
授　与　権　者　長崎県教育委員会
２　失効年月日　平成22年11月９日

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加、並びに合併交付金のの支払いは行いません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十三年一月四日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.kishu.co.jp/
平成二十二年十二月三日
新潟県長岡市西蔵王三丁目五番一号
（甲）北越紀州製紙株式会社
代表取締役　岸本　哲夫
大阪府吹田市南吹田四丁目二二番一号
（乙）紀州製紙株式会社
代表取締役　佐々木孝行

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年一月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社菱和工作所とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十二月三日
大阪府東大阪市高井田本通一丁目六番四号
合資会社菱和工作所
代表社員　菱田　太

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十二月三日
鹿児島市星ヶ峯四丁目三二番四五―一五号
ラジプートトレーディング合同会社
代表社員　ムハマドアフザル

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年一月六日であり、株主総会の決議は、平成二十二年十一月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はございません。
平成二十二年十二月三日
東京都江東区亀戸一丁目八番一一号
有限会社二見屋商店
代表取締役　二見　好一

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百二万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年十二月三日
東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ出ビル九階
有限会社樹門
取締役　石川　照樹

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千五百万円減少し九千八百万円とすることにいたしました。また、減少する資本金の額全額を資本準備金とします。
効力発生日は平成二十三年一月六日であり、株主総会の決議は、平成二十二年十一月二十二日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月十二日
掲載頁　五十九頁（号外第二三八号）
平成二十二年十二月三日
大阪市福島区福島六丁目一〇番一一号
株式会社大近
代表取締役　伊藤　智徳